

津幡町優良建設工事表彰要綱

平成24年2月14日

津幡町告示第10号

(目的)

第1条 この要綱は、町が発注した建設工事を優秀な成績で完成し、特に他の模範と認められる施工業者を表彰することにより、建設技術の向上を図り、併せて建設工事の品質及び適正な施工を確保することを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰の対象となる建設工事（以下「優良建設工事」という。）は、次の各号に掲げるいずれにも該当する建設工事とする。

- (1) 表彰日の属する年度（以下「表彰年度」という。）の前年度に完成した工事
- (2) 請負金額が500万円以上の工事
- (3) 契約工期内に完成した工事
- (4) 工事成績が優秀で、適正な工程管理に基づいて施工され、その施工技術が他の模範と認められるもの。

ア 工事成績評定点（以下「評定点」という。）が80点以上の工事であること

イ 表彰年度の前年度を含む3年度において受注したすべての建設工事の評定点が65点以上であること。ただし、表彰年度の前年度においては、受注したすべての建設工事の評定点が70点以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に優秀と認めた場合には、優良建設工事の対象とする。

(欠格事項)

第3条 表彰年度の前年度から表彰日までにおいて、次の各号のいずれかに該当する者が施工した建設工事は表彰の対象としない。

- (1) 建設業法の監督処分及び津幡町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止処分等、建設業者として好ましくない行為があった者
- (2) 会計検査院から指摘を受け、手直し又は補助金の返還等の命令を受けた者

2 共同企業体の構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、当該共同企業体を表彰の対象としない。

(優良建設工事審査委員会の設置)

第4条 優良建設工事の選考を厳正に審査するため、津幡町優良建設工事審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、津幡町請負業者選考委員会をもって充てるものとする。

(表彰の推薦)

第5条 工事担当の所属課長は、第2条の規定により表彰に値すると認められる工事があるときは、優良建設工事表彰推薦書（様式第1号）を作成し、委員会へ提出するものとする。

(表彰の審査)

第6条 委員会は、優良建設工事表彰推薦書の提出があったときは、当該推薦工事の審査を行い、優良建設工事を選定するものとする。

2 委員会は、優良建設工事を選定したときは、速やかに審査結果を優良建設工事表彰審査報告書（様式第2号）をもって町長に報告するものとする。

(表彰)

第7条 町長は、前条第2項の規定に基づき報告された工事のうちから特に優れた工事を優良建設工事として決定し、表彰を行うものとする。

2 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

(庶務)

第8条 表彰に関する庶務は、総務部監理課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(表彰の対象となる建設工事)

2 この要綱による表彰の対象となる建設工事は、施行日以降に完成した建設工事とする。

附 則(平成25年7月8日津幡町告示72号)

この要綱は、公表の日から施行する。